

介護保険料の決め方と納め方

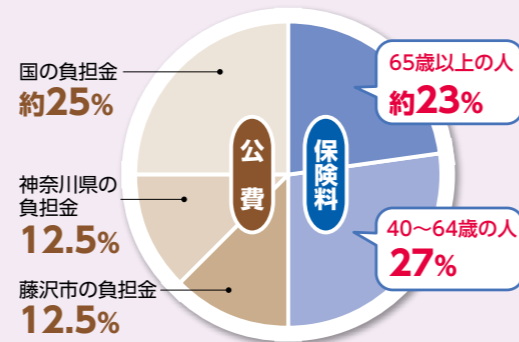
介護保険の財源 (令和3~5年度)

65歳以上の人の負担分は、介護サービスにかかる費用の総額（利用者負担を除く）の約23%と決められています。

みなさんが納める保険料は、介護保険を運営していくための大切な財源です。必要なときに必要な介護サービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

財源の半分が保険料です！

保険料は介護サービスの円滑な実施を確保するため、サービスに必要な費用に応じて3年ごとに見直されます。



65歳以上の人の介護保険料 (令和3~5年度)

市区町村ごとに介護保険のサービスに必要な費用と65歳以上の人の数に応じて、保険料の「基準額」が決められます。市区町村によって費用や人数が異なるため、基準額も異なります。

介護保険料の基準額

$$\text{基準額 (年額)} = \frac{\text{藤沢市で介護保険給付にかかる費用} \times \text{65歳以上の人の負担分 (約23\%)}}{\text{藤沢市の65歳以上の人数}}$$

基準額をもとに所得段階別の保険料が決まります

所得段階	対象者	負担割合	年額保険料
第1段階	●生活保護受給者または本人が老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税者及び世帯全員が市町村民税非課税者で段階判定収入金額 ^{*1} が80万円以下の人	基準額×0.30	19,800円
第2段階	●本人を含め世帯全員が市町村民税非課税者で段階判定収入金額 ^{*1} が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.50	33,000円
第3段階	●本人を含め世帯全員が市町村民税非課税者で段階判定収入金額 ^{*1} が120万円を超える人	基準額×0.65	42,900円
第4段階	●本人が市町村民税非課税者で段階判定収入金額 ^{*1} が80万円以下の人（世帯に市町村民税課税者がいる）	基準額×0.90	59,400円
第5段階 (基準額)	●本人が市町村民税非課税者で段階判定収入金額 ^{*1} が80万円を超える人（世帯に市町村民税課税者がいる）	基準額×1.00	66,000円
第6段階	●本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{*2} が125万円未満の人	基準額×1.10	72,600円
第7段階	●本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{*2} が125万円以上200万円未満の人	基準額×1.30	85,800円
第8段階	●本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{*2} が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.50	99,000円
第9段階	●本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{*2} が300万円以上400万円未満の人	基準額×1.60	105,600円
第10段階	●本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{*2} が400万円以上600万円未満の人	基準額×1.80	118,800円
第11段階	●本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{*2} が600万円以上1,000万円未満の人	基準額×1.90	125,400円
第12段階	●本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{*2} が1,000万円以上1,500万円未満の人	基準額×2.00	132,000円
第13段階	●本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{*2} が1,500万円以上2,000万円未満の人	基準額×2.20	145,200円
第14段階	●本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{*2} が2,000万円以上の人	基準額×2.40	158,400円

※第1~3段階は、公費による負担軽減後の保険料率です。

※1 段階判定収入金額 (第1段階~第5段階)

合計所得金額^{*3}と課税年金収入額^{*4}の合計から、公的年金等に係る雑所得と租税特別措置法に規定される譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額です。

給与所得があり、所得金額調整控除を受けていない場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。(控除後の金額が0円を下回る場合は、給与所得を0円とします。)

※2 段階判定所得金額 (第6段階以上)

合計所得金額^{*3}の合計から租税特別措置法に規定される譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額です。

合計所得金額^{*3}に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。(控除後の金額が0円を下回る場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得を0円とします。)

※3 合計所得金額：収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことです。

※4 課税年金収入額：公的年金のうち、国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる種類の年金収入額です。遺族年金、障がい年金、老齢福祉年金などは含まれません。

介護保険料の納め方

受給している年金額によって2種類に分かれます。65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月※）の分から納めます。

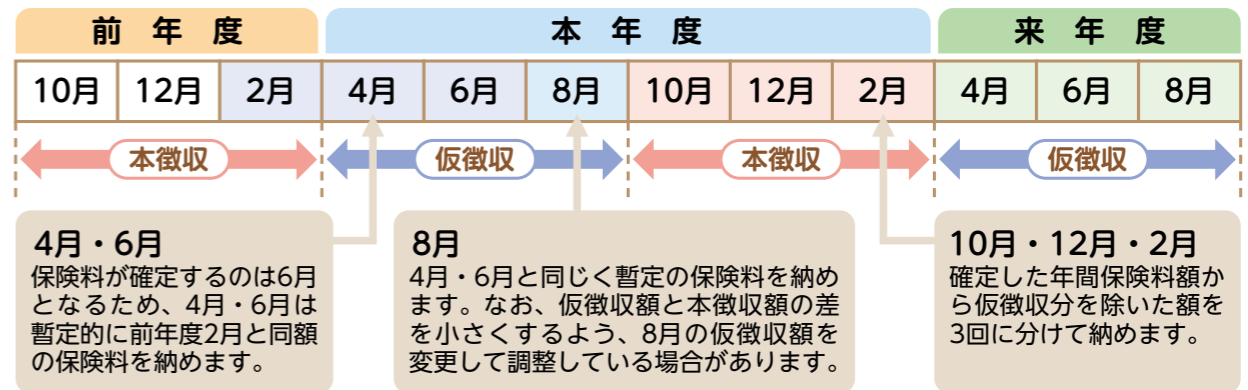
※年齢が加算されるのは、法律上、誕生日の前日です。そのため、65歳の誕生日の前日がある月から第1号被保険者になります。

年金が年額18万円以上の人 ◀ 年金から差し引かれます (特別徴収)

年金の支払い（年6回）の際に、保険料があらかじめ差し引かれます。老齢（退職）年金、遺族年金、障がい年金が特別徴収の対象です。

※老齢福祉年金などは、年金からの差し引きの対象となりません。

●前年度から継続して特別徴収の人の保険料は、前年の所得などが確定する前の4・6・8月は仮に算定された保険料額を納付します（仮徴収）。10・12・2月は本年度の保険料を算出し、既に納めた仮徴収分の保険料を除いて調整された金額を納付します（本徴収）。



■年金が年額18万円以上でも、次のような場合には一時的に普通徴収で納めることがあります。

- 65歳になったとき
- 他市区町村から転入したとき
- 年度途中で保険料額や年金額が変更になったとき
- 年金が一時差し止めになったとき

年金が年額18万円未満の人 ◀ 納付書、口座振替で納付 (普通徴収)

藤沢市から送付される納付書で、期日までに金融機関・コンビニエンスストア・スマートフォン決済・ペイジー・クレジット納付などを通じて納めます。

納め忘れのない
便利で確実な
口座振替
が便利です

- 保険料の納付書
- 預(貯)金通帳
- 通帳の届け出印

★これらを持って藤沢市内に本・支店のある指定の金融機関で手続きをしてください。
★指定ハガキ形式の口座振替依頼書による申し込みをご希望の場合は用紙を送付しますので介護保険課までご連絡ください。ウェブによる口座振替申込受付サービスもご利用いただけます。

※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としができなかった場合などは、納付書で納めることになります。

※スマートフォン決済・ペイジー・クレジット納付・WEB口座振替申込については藤沢市ホームページをご覧ください。クレジット納付には納付額の他に納付額に応じたシステム利用料がかかります。

保険料を納めないでいると

災害などの特別な事情がないのに保険料を滞納すると、督促や催告が行われ、延滞金などの支払いが発生する場合があります。さらに滞納が続くと、その期間に応じて次のような措置がとられます。災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、減免等がある場合がありますので、お早めに介護保険課までご相談ください。

●1年以上滞納すると (納期限から1年経過)	サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請により後で保険給付分が支払われます。
●1年6か月以上滞納すると (納期限から1年6か月経過)	費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなり、滞納している保険料に充てられることがあります。
●2年以上滞納すると (納期限から2年経過)	サービスを利用するときの利用者負担が3割または4割※になったり、高額介護サービス費などが受けられなくなったりします。 ※利用者負担の割合が3割(P23参照)の人が滞納した場合、4割に引き上げられます。

40～64歳の人(医療保険加入者)の介護保険料

保険料の決め方

加入している医療保険によって算定方法が決められます。国民健康保険に加入している人は世帯ごとに決められ、職場の医療保険に加入している人は、介護保険料率と給与および賞与に応じて決められます。

保険料の納め方

国民健康保険に加入している人は国民健康保険料として世帯主が納めます。職場の医療保険に加入している人は、給与および賞与から徴収されます。

65歳になる年度の保険料は

例

65歳になった月(65歳の誕生日の前日※がある月)から、納付書で保険料を納めます。

※年齢が加算されるのは、法律上、誕生日の前日です。そのため、65歳の誕生日の前日がある月から第1号被保険者になります。

10月1日生まれ 9月分から

10月2日生まれ 10月分から

●64歳までの分

4月から、65歳になる月の前月までの分は、加入している医療保険の保険料とあわせて納めます。

●65歳からの分

65歳になった月から年度末までの分は、年度末までの納期に分けて、「介護保険料」として納付書で納めます(その後、年金受給額によって納め方が2種類に分かれます。詳しくはP4をご覧ください)。

例 10月2日生まれの国保加入者の場合 65歳

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

4～9月分は、年度末までの納期に分けて加入している国保の保険料から納めます。

10月～翌年3月分は、年度末までの納期に分けて、納付書で納めます。